

第16回 農業委員会総会議事録

平成27年10月26日開会

中標津町農業委員会

平成27年10月26日、第16回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 8番 飯 島 浩
- 15番 纒 坂 尚 久

附議した案件

- イ) 議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ハ) 議案第 79 号 現況証明願いについて
- ニ) 議案第 80 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ホ) 議案第 81 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- ヘ) 報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- ト) 報告第 44 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 16 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 16 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
16 番、金刺健四郎委員
18 番、戸田重勝委員。
以上、2 名を指名致します。

日程 2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 9 月 28 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
10 月 8 日役場 201 号会議室におきまして中標津町農業振興協議会が開催され、後継者住宅、法人構成員住宅、農家レストランの建築のための農用地区域からの除外申請が 3 件、D 型ハウス建設のための農業用施設用地への変更に係る申請が 1 件あり計画どおり承認されております。会長、代理、局長が出席しております。
次に、10 月 16 日、平成 27 年度農地パトロールを委員 15 名の出席により行い

ました。一時転用許可9箇所を巡回し、終了後、役場302号会議室におきまして報告・検討会を行ないました。農地パトロールの中では、一時転用後の農地の復元の状況について確認したところであります。報告・検討会では、10月2日から14日まで例年9班で行っていた利用状況調査を今年度は4班に編成して実施し、調査の結果を各班から報告いただき今後の対応について協議したところであります。次に北海道農業会議の第7回常任議員会議が10月22日に札幌で開催され、会議員として会長が出席しております。翌日23日には常任議員現地研修会が開催され、耕作放棄地未然防止等、地域における取組・課題について研修を行いました。以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第43号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第43号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(5)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の33ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積10,367㎡ほか1筆、計69,158㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。
なお(2)から(4)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の34ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積37,363㎡ほか3筆、計44,683㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。議案の35ページをお開きください。
(3) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積39,518㎡の内36,000㎡ほか4筆、計175,107㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。議案の36ページをお開きください。
(4) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積25,373㎡ほか2筆、計50,446㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。
この4件の案件については、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、

期間内解約したものです。

議案の37ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 30,990 m²ほか 3 筆、計 96,346 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 6 月 24 日から平成 30 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 27 年 8 月 21 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約したものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 4、議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、

〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 4,193 m²ほか 30 筆、畑 619,853 m²、採草放牧地 138,382 m²、合計 758,235 m²、利用状況、牧草畑、採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成 27 年 10 月 26 日から平成 37 年 10 月 25 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了となったため、再度、使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第 77 号 (2) について説明いたします。6 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、愛知県名古屋市〇〇〇〇番

地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、採草放牧地、面積 30,990 m²ほか 6 筆、合計、採草放牧地 75,583 m²、利用状況、採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、200,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員 〇〇人、農従者 〇〇人、経営地、計 〇〇〇〇 m²。家畜、牛 〇〇〇頭。8、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。この件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。申請地は、〇〇氏が相続で取得した農地を、近隣農家へ譲渡するものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程 5、報告第 4 4 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 報告第 4 4 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。39 ページをお開きください。
1、届出人の住所、氏名。別海町 〇〇〇〇 番地、〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号、平成 26 年 10 月 24 日付、中農委 5 第 5 号。3、許可地の所在、中標津町 〇〇〇〇 番 〇〇、〇〇〇〇 番 〇〇、〇〇〇〇 番 〇〇、〇〇〇〇 番 〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成 26 年 10 月 25 日から平成 27 年 10 月 24 日。6、事業完了年月日、平成 27 年 10 月 6 日。7、完了検査年月日につきましては、平成 27 年 10 月 13 日、第 4 地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 報告第44号(2)について説明いたします。40ページをお開きください。
1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号、平成26年4月25日付、中農委5第2号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、畜舎・堆肥舎等の農業用施設建設のため。5、事業計画の期間、平成26年5月1日から平成26年11月30日。6、事業完了年月日、平成26年11月20日。7、完了検査年月日につきましては、平成27年10月13日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、議案第78号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 上程になりました議案第78号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。
1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、11,957㎡の内6,007㎡ほか3筆。合計、畑、19,915㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成27年11月26日から平成28年11月25日まで。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂利16,512㎡。7、最大切深7.0m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。
申請地については、平成24年より継続して着手しているところで、今回の申請面積は、19,915㎡となっております。平成27年10月13日に第4地区推進班で継続地の確認を行い、資源採取のための一時転用であり、採取後においては高低差やうねりを解消し、一体的な土地利用が可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり諮問致します。
日程 7、議案第 79 号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小林委員。

小林委員 上程になりました、議案第 79 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。12 ページをお開きください。(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 12,137 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は都市計画区域内の第二種低層住居専用地域に属し、申請地及び周辺の土地の現況については宅地及び宅地介在原野で利用されている地域であります。申請地は下水道用地と宅地に囲まれた一団地で、地域一体の地力が極めて悪く、耕作不適であり、10 数年前から農耕地に利用できず、長年雑草やかん木が茂っている状態となっております。平成 27 年 9 月 15 日、第 6 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 8、議案第 80 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1) から (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第 80 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農

用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について説明いたします。

15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,661㎡ほか2筆。合計、畑110,388㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年10月27日から平成32年8月23日。6、価格。年146,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。なお、(2)から(3)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。17ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,465㎡ほか1筆。合計、畑53,468㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年10月27日から平成32年8月23日。6、価格。年72,700円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。19ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積2,901㎡ほか1筆。合計、畑51,523㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成27年10月27日から平成32年8月23日。6、価格。年70,060円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程9、議案第81号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました、議案第81号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。22ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成26年6月6日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年9月18日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、23ページのとおりでありまして、合計11筆、277,723㎡です。この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました、議案第81号(2)について説明いたします。24ページをお開きください。(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成27年5月14日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、25ページのとおりでありまして、合計18筆、320,628㎡です。この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第81号(3)から(5)について説明いたします。26ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成27年5月7日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、27ページのとおりでありまして、合計10筆、284,673㎡です。28ページをお開きください。

(4) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成27年5月7日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地

の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、29ページのとおりでありまして、合計6筆、236,427㎡です。30ページをお開きください。

(5) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成26年10月15日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、31ページのとおりでありまして、合計8筆、265,759㎡です。

この3件の案件につきましては、各申出者より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり要請致します。
以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これもちまして、第16回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時10分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年10月26日

会 長 安 田 稔

16番 金 刺 健四郎

18番 戸 田 重 勝